



2012(平成24)年1月23日

環境省自然環境局長
渡辺綱雄 殿

日本イヌワシ研究会
会長 小澤俊樹

希少猛禽類調査における捕獲許可審査の強化に関する要望書

日本イヌワシ研究会は1981年の発足以来、全国のイヌワシ観察者のネットワーク組織として、レッドリストで絶滅危惧IB類とされるイヌワシの全国規模の研究と保護に取り組んでいます。

そのような中、2009年から2010年の猟期、近畿圏の山中に設置されていたイヌワシへの標識装着のための捕獲用わな(以下、トラップ)が二度にわたって一般の狩猟者に発見され、当会に通報されてきました。一度目には当会より、学術研究目的で許可を得ている実施者に注意を促し善処がなされたものの、同じ地域で二度目が起こりました。どちらの場合も、動作する状態でなかったこともあり、設置者はトラップを監視していませんでした。

希少猛禽類は、個体数の少なさから一個体の存在は相対的に重く、捕獲を伴う調査は個体の殺傷や繁殖行動の阻害に直結しかねない危険な側面を持つ行為です。また、トラップは密猟の道具として使えるものであるため、他者に見られることは徹底して避けねばなりません。このようなことが繰り返されるとしたら、国民に希少種の捕獲行為が学術研究名目で安易に行われていると誤解されたり、密猟に使える方法を見せていると指摘されかねません。このことから、対象猛禽類の安全を慎重に確保した有効な調査研究が実行されるよう、この問題を当会の保護対策委員会で検討いたしました。

学術研究の捕獲許可申請であっても、審査にあたっては下記10項目の条件への適合、厳守ないしは確約の点検ができる計画書を求め、確認等の徹底をされることを要望します。

【目的と方法の精査】

- ①研究目的が、目視調査では収集不可能なデータを取得し、実施から成果の使い方に至る研究計画が明示され、高頻度で調査を行える体制が整えられていると共に、保護の基礎資料としての具体的な使い方が示されていること。
- ②捕獲を伴う調査の立案の前に、最低1年以上の目視調査が実施され、対象個体の性格や行動特性を把握し、捕獲行為が支障なく行える準備を整えていること。また、それでも起こりうる不測の事態への備え(監視体制、連絡体制、運搬等の体制等)が明示されていること。
- ③原則として、繁殖行動中の親鳥、特に、産卵期から巢内に若齢の雛がいる2-4月の期間の捕獲行為を避ける計画としていること。

【トラップの運用方法の精査】

- ④調査地域の狩猟期間中、及び有害鳥獣駆除等で猟期以外にも狩猟者が周辺に入る可能性のある期間・場所にトラップを設置しないことを原則としていること。期間の点でどうしてもかなわない場合は、トラップおよび個体の誘引に使用する動物（餌動物・フクロウ類・剥製など）や音声機器等は放置せず、捕獲を試みる日のみの設置としていること。日々の撤去が非常に困難な場所については、土台のみ、または折りたたみ（希少猛禽類捕獲用トラップとわからない状態にまで分解する）草木等で完全に見えないよう被覆した上で、数日間のみ現地保管とすること。
- ⑤トラップを道路から見える場所及び道路の直近、登山道や遊歩道・作業道など今は使用されていないと思われる道であっても、人が通る可能性が考えられる場所には設置しないものであること。

【捕獲と機材装着の慎重さの確保の確約】

- ⑥捕獲にあたっては対象個体の安全を第一に考え、対象ペアの状態、天候、周辺での人間活動との関係等を考慮して実施が適当と判断する条件が明示され、条件を満たさなかった場合、実行を延期するとしていること。
- ⑦個体への発信器やマーカ等の選択と装着に関しては、最新の知見に基づいた対象個体への負担が最も少ない機材、技術と方法を用い、可能な限り短時間で実施し、個体へのストレスを最小化するとしていること。
- ⑧より妥当な捕獲方法の改良に努め、捕獲技術はむやみに第三者に伝達せず、新人研究者等への伝達の際には、人選を徹底し、ハンドリング技術、装着技術、危険性、注意点を正確に伝えるとしていること。

【報告事項に関する確約】

- ⑨捕獲・機材装着の実行結果は捕獲許可者に文書で報告し、特にアクシデントに関わる事例があった場合は詳細をまとめ、今後の類似研究の危険回避に役立てるとしていること。
- ⑩装着した個体の落鳥が推測された場合、可能な限り個体の発見・回収を行って死亡原因等について究明し（死亡個体発見の際、触る前の状態を複数の角度から写真撮影すること）、捕獲許可者に文書で報告すると共に、適切に公表するとしていること。

以上

【連絡先】

日本イヌワシ研究会 保護対策委員会委員長・横山隆一 yoko1219r@mail.goo.ne.jp

日本イヌワシ研究会事務局 事務局長・須藤明子 akiko@eaglet-office.co.jp

〒521-0306 滋賀県米原市下板並 348-1 Tel 0749-58-8046、Fax 0749-58-8047
